

令和4年度 第3回
京都市情報公開・個人情報保護審議会 議事要旨

- 1 日 時 令和4年11月14日（月） 午前10時～午前11時
- 2 場 所 京都市役所 本庁舎4階 正庁の間
- 3 出席委員 山田会長、渡辺副会長、小林委員、渋谷委員、鈴木委員、多田委員、
松塚委員、宮村委員、結城委員
欠席委員 飯田委員、長沢委員

4 審議事項

京都市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第10条第2項の規定に係る電子計算機処理事務（一部の事務においては、条例第11条ただし書の規定に係る個人情報取扱事務を含む。）

教育委員会事務系パソコンへの顔認証システムの導入

（教育委員会事務局総務部学校事務支援室）

主管課から説明を受けた後、承認した。

（主な発言内容）「○：委員、→：主管課」

- 顔認証システムの技術的な安全性を確認したい。
- 顔認証時、利用者本人にまばたき等のアクションを求めることで、写真を用いて本人以外になりすましてログインすることはできない。静脈認証等、他の手法とも比較した結果、最終的に顔認証を採用した。
- 出力情報は必要がなくなり次第削除するとあるが、どの時点なのか。また、事務系パソコン利用者ではなくなった場合、サーバーの個人データはいつまで保存されているのか。
- 必要がなくなり次第とは、ユーザーアカウントを削除する時点である。サーバーの個人データは退職後直ちに削除されるのではなく、引継ぎや問合せ対応等で退職後も一定期間確認することがあるため、退職翌年度の6月中旬までは保存する。
- 対象者は「学校園の教職員、教育委員会事務局の職員等」とあるが、学校現場には様々な雇用形態の職員がおり、「等」はどこまでの範囲を対象としているのか。
- 本件は事務系パソコンを利用する教職員が対象である。そのため、例えば、事務系パソコンを使用する非常勤講師は対象に含まれるが、事務系パソコンを使用しない部活動指導員は対象にはならない。
- 顔認証はログイン時に行うものだが、ログイン後、職員が離席することもあるだろう。その際のルールはあるのか。
- パソコンは操作がなく一定時間経過すると自動にロックされる。また、教職員は仕事の性質上、席を離れる機会が多く、教職員に対して、離席する都度、手動でロックするよう指導している。ロック画面からの復帰は顔認証で行う。

- サーバー・パソコン間の通信は専用回線を用いると書いてあるが、在宅勤務時は、専用回線では通信できない。在宅勤務では、職員のパソコンとサーバーは仮想専用回線（V P N）で繋ぐという理解で間違いはないか。
- そのとおりである。

I Cカードによるポイントサービスの導入

（交通局企画総務部企画調査課）

主管課から説明を受けた後、承認した。

なお、京都市情報公開条例第7条第5号に規定された非公開情報に係る内容を審議するため、本審議に限り、会議を非公開とした（市会での審議後に、資料及び議事要旨を公表）。

（主な発言内容）

- 収集するI Cカード番号とは、I Cカード表面に記載されている番号（I D）のことか。民間交通事業者が既にI Cカードに番号を振って発行している。
- そのとおりである。なお、I Cカードを発行している民間交通事業者に対しては、そのI Cカード番号を本件事務にも利用することについて了承を得ている。
- 補足になるが、民間交通事業者が独自に発行しているカード記載のI Dとは別に、I Cカードに内蔵されている固有I Dがあるが、固有I Dは外部から見られないものである。
- P i T a P aセンターと交通局はどのような関係か。
- 従来から、京都市交通局（実施機関）を含む関西圏の交通事業者は、当センターに旅客交通利用データを納めている。この度、当センターが保有する京都市公共交通の利用データをフィードバックしてもらい、交通局が収集した個人情報と紐づけることで、ポイント還元が可能となる。
- 例えば、登録したI Cカードを東京都で使用した場合、登録者の東京都内での利用履歴は、京都市交通局で把握されるのか。
- I Cカードの発行元である民間事業者は利用履歴を把握しているが、その他の機関は把握できない。京都市交通局は、P i T a P aセンターから交通局での利用データのみフィードバックされる。
- 警察からの捜査関係事項照会があった際はどのようにするのか。刑事訴訟法の条文では「報告を求めることができる」としか規定されていない。例えば、照会の対象範囲が広い場合には回答するのか。
- 刑事訴訟法に基づいて回答することになる。また、照会元には照会の対象範囲を限定させ、交通局からの回答は、当該目的を達成するための最小限度の範囲とする。
- この度新たに収集する登録者の行動履歴は、プライバシー情報でもあるため慎重に取り扱うべきである。市長部局での対応も参考にしながら、交通局の中で実施までにルールを定めておくべきである。
- 効率的な乗車券制度の構築及び利用者の利便性の向上のためのビッグデータ分析や、分析のための属性情報の削除処理はどのように行われるのか。
- 交通局の職員が統計処理に不要な氏名等の情報を削除し、統計分析をかけ、内部で活用する。コロナの影響でかなり減収したため、ビッグデータ分析を事業運営に役立てたい。

- 来年度以降、行政機関等匿名加工情報提供制度において本件の収集情報が対象になった場合はどうするのか。
- 事業者から提案があれば、情報化推進室で用意する手続きに沿って対応する。
- ポイント還元を行うために個人情報を収集するのだから、事業運営のため、その個人情報を分析することは、法令上の目的外利用に該当する。登録者に対しては、事務の目的をインターネットや自動券売機の同意取得画面に表示し、経営上の分析にも用いることについて許諾を得るということで間違いないか。
- そのとおりである。
- 退会したい場合はどうすればいいのか。
- 退会はW e b上のマイページで容易に可能である。ただし、還元予定のポイントは退会の際に失効する。なお、登録者の情報は退会後も問合せ対応等で必要となるため、退会処理後2年間はサーバーに保存する。
- 対象のI CカードをI C O C AとP i T a P aに限っているのはなぜか。
- これまで交通局での乗継割引は、I Cカードの種類を限定せず、市外からの旅行客に対しても適用していた。その考え方を転換し、市民を中心とした利用頻度の高い方に割引をするという観点で乗車券制度の見直しを行っている。対象の2種のI Cカードは市民の利用割合が高いため、対象に採用することとした。
- 主管課からの説明について、実施に反対するという趣旨の意見はなかったため承認とするが、外部機関から、法律に定めがある情報提供依頼があった場合の運用についての定めがないため、京都市交通局（実施機関）は細則等を作成し、事務局を通じて審議会に提出することを求める。

5 諮問

「介護保険事務」に係る特定個人情報保護評価書について

1 1月2日付けで諮問があり、事務局から趣旨等の説明を受けた。

当審議会に設置している点検部会において、特定個人情報保護評価書を点検することとした。

6 報告事項

(1) 令和4年度 個人情報取扱事務の開始届等の状況

事務局から資料に基づき説明を受けた。これに関する意見はなかった。

(2) 京都市個人情報保護条例の全部改正について

事務局から条例改正のスケジュール等について説明を受けた。これに関する意見はなかった。

7 今後の予定

令和4年度第4回審議会は、令和5年1月下旬～2月上旬に開催することとした。